

和歌山県立こころの医療センター 院内感染対策指針

1 院内感染対策指針の目的

当センターは、感染防止対策委員会を設置し、感染の防止対策の適切な対応を行い、当センターにおける院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とし、この指針を制定する。

2 院内感染対策に対する基本的な考え方

当センターの院内感染対策は、院内に感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小限にするために、標準予防策の観点に基づいた医療行為を実践し、併せて感染経路予防策を実施する。

また、個別及び病院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する。

院内感染が発生した事例については、速やかに調査を行い、その根本原因を究明し、これを改善していく。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3 感染対策委員会についての方針

当センターの感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動を担うために、院内に組織横断的な院内感染防止対策委員会を設置する。

委員会は、院長、副院長、診療部門・薬局部門・検査部門・看護部門・栄養部門・事務部門の各部門委員の構成によって組織する。

委員会は定例会とし、月に1回開催する。その他、必要に応じてその都度開催する。

委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 院内感染に対する知識の向上
- (2) 地域や県内における感染症の発生状況等に関する情報の収集
- (3) 検査科が週ごとに作成する「感染情報レポート」等の活用による、院内における感染症の発生状況の把握並びに防止策の検討
- (4) 感染症発生時における具体的対応策の決定
- (5) その他院内感染防止に関し必要な事項

4 院内感染対策に関する職員研修についての方針

- (1) 全職員を対象に、院内感染対策に関する講習会を開催する。
- (2) 新規採用職員を対象に、院内感染対策に関する教育を行う。
また、中途採用者に対しても、必要に応じて教育を行う。
- (3) その他の委託職員に対しても、必要に応じて院内感染対策に関する講習会を行う。

5 院内感染発生時の対応に関する方針

- (1) 職員は、院内感染が疑われる場合、速やかに委員若しくは所属の長に報告し、委員及び所属の長は、委員長にこの旨速やかに報告する。
- (2) 委員長は、速やかに主要な委員を招集し協議し、必要に応じて臨時に委員会を開催し、感染源・感染経路・範囲（病棟・期間）の調査を行う。
- (3) 委員長は、調査結果を委員会へ報告を行い、対応策を検討し、実施する。
- (4) 委員長は、委員会にて追跡調査を行い、院内感染の収束の確認を行う。

6 当センター院内感染対策指針の閲覧に関する方針

本方針は、行政事務パソコン等を通じて全職員が閲覧できるものとする。また、当センターのホームページやエントランスホールに掲示をして、一般に公開する。

7 院内感染対策推進のために必要なその他の方針

- (1) 院内感染対策マニュアルを作成し、マニュアルに応じた感染症対策を職員全員に周知徹底するよう努力する。
- (2) 院内感染防止対策委員会は、その時々での感染症の動向に注目し、院内感染対策マニュアルの改訂を行う。

平成29年4月1日

和歌山県立こころの医療センター院長